十四　まさば養殖業については、小割り式まさば養殖業（まさばの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十五　くろまぐろ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ニ　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十六　めばる養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚めばる養殖業（めばる又はくろそい（以下「めばる等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚めばる養殖業（めばる等でイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚めばる養殖業（めばる等でイに規定する日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十七　かわはぎ養殖業については、小割り式かわはぎ養殖業（かわはぎ又はうまづらはぎ（以下「かわはぎ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十八　ひらめ養殖業については、ひらめ陸上養殖業（陸地において営む養殖業（海水を養殖の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、ひらめの幼魚を養殖池（水槽を含む。以下同じ。）に放養して行うものをいう。以下同じ。）とする。

十九　うなぎ養殖業については、うなぎ養殖業（公共の用に供しない内水面において営む養殖業であつて、にほんうなぎの幼魚を養殖池に放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

第十二条の二の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「種類の漁業」を「漁業の種類」に改め、同条中「種類の漁業」を「漁業の種類」に、「及び第二号漁業」を「、第二号漁業及び特定養殖業に属する漁業の種類」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業）

第十六条　法第百十一条第三項の政令で定める漁業の種類の漁業は、共同漁業権に基づく漁業法第六十条第五項第一号の第一種共同漁業（第一号漁業を除く。）に属する漁業の種類の漁業とする。

第十一条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条中「第二十三条第三項第二号及び第二十五条第二項第一号」を「第四十一条第三項第二号及び第四十四条第三項第一号」に、「の営む当該漁業」を「の営む対象漁業（法第百十一条第一項の対象漁業をいう。以下この条において同じ。）」に、「をする漁業」を「をする第一号漁業及び第二号漁業」に改め、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「漁獲金額」を「生産金額」に、「通ずる当該漁業」を「通ずる対象漁業」に、「の当該漁業」を「の対象漁業」に、「存する当該漁業」を「存する対象漁業」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の二第一号中「第六条第二号」を「第五条第二項第二号」に改め、同条第三号中「漁獲金額」を「漁獲に係る生産金額」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定養殖業に係る区域の設定）

第十一条　都道府県知事は、法第百八条第四項の区域を定めるときは、法第百四条第三号に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（以下「特定養殖業組合」という。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定養殖業組合については、その地区のうち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるように定めなければならない。ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定養殖業組合の地区の一部となつているときは、これらの地区の全部を合わせた区域が一の区域となるように定めるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により区域を定める場合においてその定める区域が著しく広くなるときは、同項の規定にかかわらず、区域を二以上に分けて定めることができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定により区域を定める場合において、その定める区域が著しく狭く定められ、又はその定める区域に係る法第百八条第四項に規定する区域内特定養殖業者（以下「区域内特定養殖業者」という。）となるべき者の数が著しく少なくなるときは、第一項の規定にかかわらず、当該区域と同項の規定により定める他の区域とを合わせて一の区域として定めることができる。

4　都道府県知事が法第百八条第四項の区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

（区域内特定養殖業者に係る要件）

第十二条　法第百八条第四項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第百八条第四項の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

二　前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を通じて百三十万円を超えること。

附則第二項中「第二十三条第一項及び第三項」を「第四十一条第一項及び第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四十一条、第四十四条関係）

区分	補助限度率	補助率
一　第一号漁業	百分の八十	百分の三十
二　第二号漁業		
(一)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの	百分の八十	百分の三十
(二)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの	百分の八十	百分の二十五
(三)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の八十	百分の三十
(四)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上五十トン未満のもの	百分の六十五	百分の十五
(五)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の六十五	百分の二十
(六)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上のもの	百分の六十	百分の十